

令和5年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第451号

令和5年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年8月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和5年9月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和4年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
02 総務費	01 総務管理費	地域複合館改修事業 (連光寺複合施設改修工事監理業務委託料)	3	4,800,000	0	0	0	4,800,000	4,800,000	4,000,000	0	0	800,000	0	△ 4,000,000	0	0	4,000,000
			4	11,260,000	0	0	0	11,260,000	11,260,000	0	0	0	11,260,000	0	0	0	0	0
			計	16,060,000	0	0	0	16,060,000	16,060,000	4,000,000	0	0	12,060,000	0	△ 4,000,000	0	0	4,000,000
		地域複合館改修事業 (連光寺複合施設改修工事)	3	20,000,000	5,620,000	0	0	14,380,000	20,000,000	18,620,000	0	0	1,380,000	0	△ 13,000,000	0	0	13,000,000
			4	270,476,000	63,794,000	70,000,000	0	136,682,000	270,475,900	163,822,000	70,000,000	0	36,653,900	100	△ 100,028,000	0	0	100,028,100
			計	290,476,000	69,414,000	70,000,000	0	151,062,000	290,475,900	182,442,000	70,000,000	0	38,033,900	100	△ 113,028,000	0	0	113,028,100
		コミュニティセンター改修事業 (鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修工事監理業務委託料)	3	6,600,000	0	0	0	6,600,000	6,600,000	6,000,000	0	0	600,000	0	△ 6,000,000	0	0	6,000,000
			4	15,610,000	0	0	0	15,610,000	15,609,000	0	0	0	15,609,000	1,000	0	0	0	1,000
			計	22,210,000	0	0	0	22,210,000	22,209,000	6,000,000	0	0	16,209,000	1,000	△ 6,000,000	0	0	6,001,000
		コミュニティセンター改修事業 (鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修工事)	3	154,400,000	16,068,000	100,000,000	0	38,332,000	154,400,000	51,068,000	100,000,000	0	3,332,000	0	△ 35,000,000	0	0	35,000,000
			4	450,835,000	47,142,000	130,000,000	0	273,693,000	450,827,700	247,103,000	130,000,000	0	73,724,700	7,300	△ 199,961,000	0	0	199,968,300
			計	605,235,000	63,210,000	230,000,000	0	312,025,000	605,227,700	298,171,000	230,000,000	0	77,056,700	7,300	△ 234,961,000	0	0	234,968,300
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (和田中学校改修工事監理業務委託料)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3	18,200,000	0	0	0	18,200,000	16,700,000	16,000,000	0	0	700,000	1,500,000	△ 16,000,000	0	0	17,500,000
			4	8,362,000	0	0	0	8,362,000	9,861,700	0	0	0	9,861,700	△ 1,499,700	0	0	△ 1,499,700	
			計	26,562,000	0	0	0	26,562,000	26,561,700	16,000,000	0	0	10,561,700	300	△ 16,000,000	0	0	16,000,300

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (和田中学校改修工事)	元	291,019,000	98,528,000	0	130,000,000	62,491,000	0	0	0	0	0	291,019,000	98,528,000	0	130,000,000	62,491,000	
			2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3	694,641,000	102,655,000	0	0	591,986,000	650,400,000	444,500,000	0	0	205,900,000	44,241,000	△ 341,845,000	0	0	386,086,000	
			4	0	0	0	0	0	315,724,500	71,647,000	0	0	244,077,500	△ 315,724,500	△ 71,647,000	0	0	△ 244,077,500	
			計	985,660,000	201,183,000	0	130,000,000	654,477,000	966,124,500	516,147,000	0	0	449,977,500	19,535,500	△ 314,964,000	0	130,000,000	204,499,500	
	05 社会教育費	関戸公民館管理運営費 (関戸公民館改修工事監理業務委託料)	3	1,800,000	0	0	0	1,800,000	0	0	0	0	0	1,800,000	0	0	0	1,800,000	
			4	3,700,000	0	0	0	3,700,000	5,500,000	0	0	0	5,500,000	△ 1,800,000	0	0	0	△ 1,800,000	
			計	5,500,000	0	0	0	5,500,000	5,500,000	0	0	0	5,500,000	0	0	0	0	0	
		関戸公民館管理運営費 (関戸公民館改修工事)	3	20,100,000	152,000	0	0	19,948,000	15,400,000	152,000	0	0	15,248,000	4,700,000	0	0	0	4,700,000	
			4	105,627,000	2,577,000	70,000,000	0	33,050,000	110,326,700	2,577,000	70,000,000	0	37,749,700	△ 4,699,700	0	0	0	△ 4,699,700	
			計	125,727,000	2,729,000	70,000,000	0	52,998,000	125,726,700	2,729,000	70,000,000	0	52,997,700	300	0	0	0	300	
		多摩市立中央図書館整備事業 (多摩市立中央図書館建設工事監理業務委託料)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			3	23,900,000	0	0	0	23,900,000	23,900,000	0	0	0	23,900,000	0	0	0	0	0	
			4	56,070,000	0	0	0	56,070,000	56,070,000	0	0	0	56,070,000	0	0	0	0	0	
			計	79,970,000	0	0	0	79,970,000	79,970,000	0	0	0	79,970,000	0	0	0	0	0	
		多摩市立中央図書館整備事業 (多摩市立中央図書館建設工事)	2	15,010,000	0	0	0	15,010,000	15,009,500	0	0	24,000	14,985,500	500	0	0	△ 24,000	24,500	
			3	660,600,000	5,156,000	400,000,000	304,000	255,140,000	660,600,000	5,156,000	400,000,000	304,000	255,140,000	0	0	0	0	0	
			4	3,817,772,000	21,300,000	2,200,000,000	1,200,000,000	396,472,000	3,817,771,700	103,259,000	2,200,000,000	1,201,155,000	313,357,700	300	△ 81,959,000	0	△ 1,155,000	83,114,300	
			計	4,493,382,000	26,456,000	2,600,000,000	1,200,304,000	666,622,000	4,493,381,200	108,415,000	2,600,000,000	1,201,483,000	583,483,200	800	△ 81,959,000	0	△ 1,179,000	83,138,800	

令和5年9月1日 提出

多摩市長 阿部 裕行

報告第 4 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した令和 4 年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.72)	— (16.72)	3.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和 4 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,223,500 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。

第 7 5 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

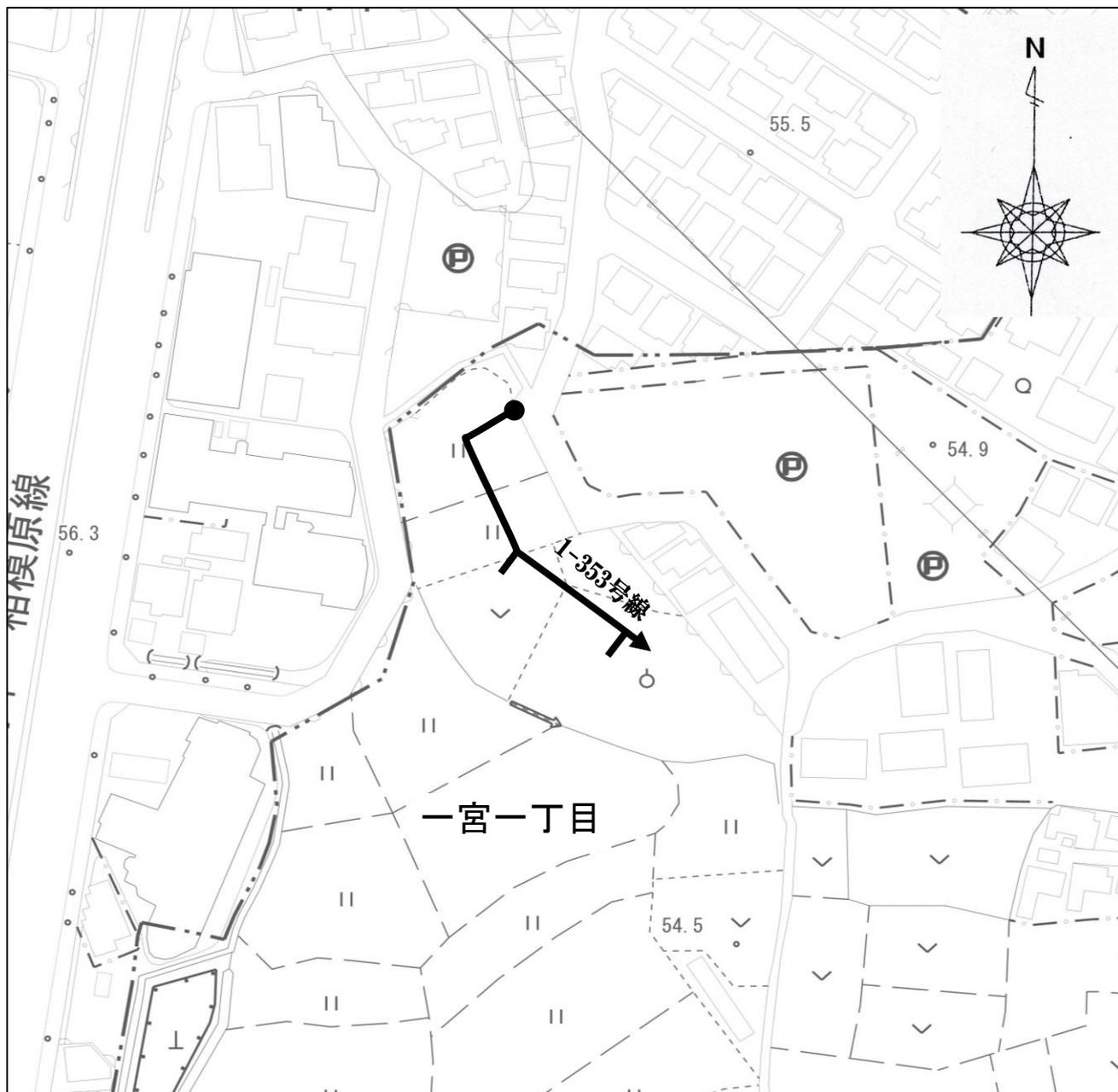
認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
		起 点	終 点	
1	1 - 3 5 3 号 線	起 点	一ノ宮一丁目 4 1 番 3 5 地先	
		終 点	一ノ宮一丁目 4 1 番 2 3 地先	

令和5年度第1ブロック認定路線図

案内図

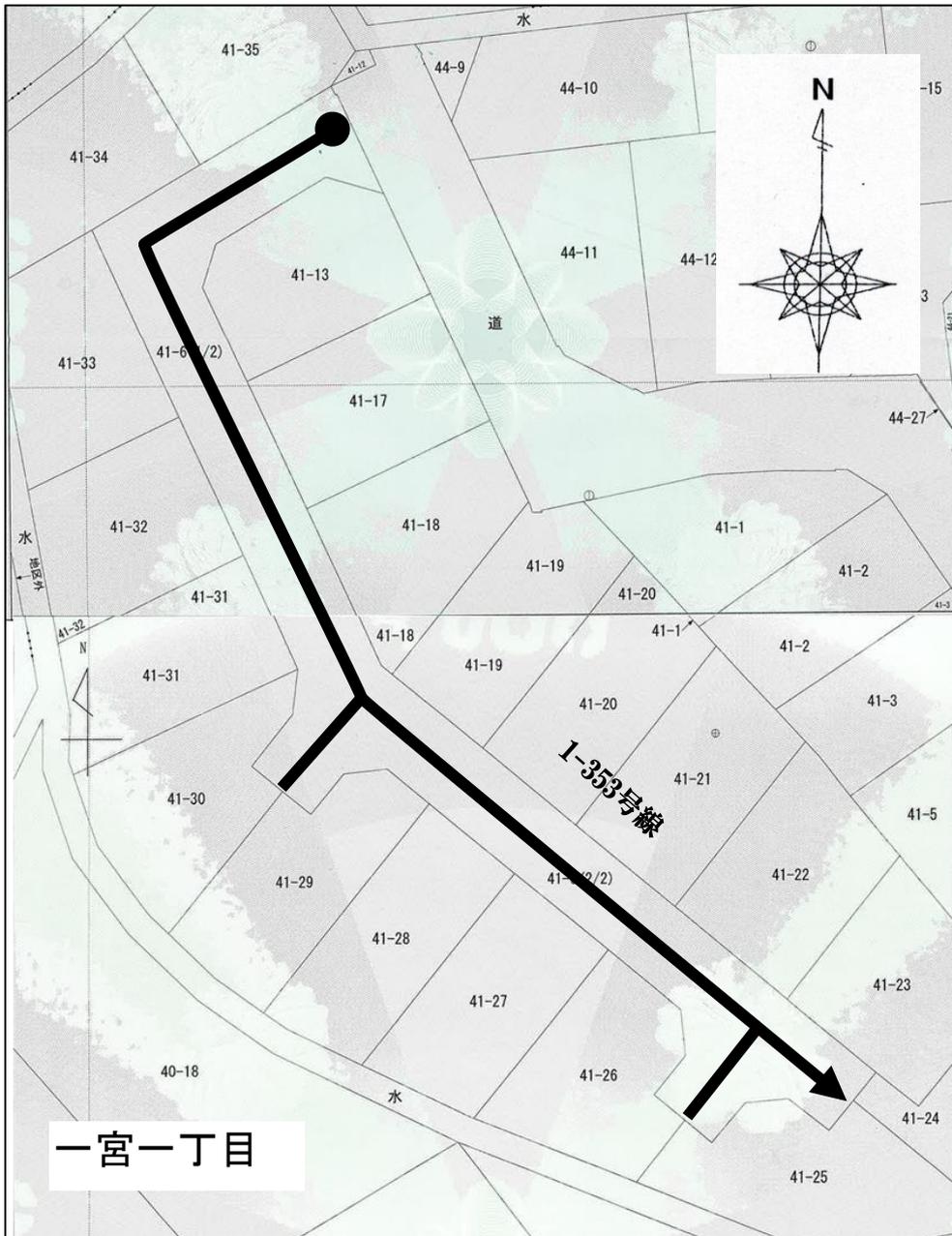
1-353号線



凡	例
起点	
終点	

認定土地所在図

1-353号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第 7 6 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	2 - 1 0 9 9 号 線	起 点	和 田 3 3 2 番 2 地 先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 で あ る 。
		終 点	和 田 3 3 1 番 1 地 先	

令和5年度第2ブロック廃止路線図

案内図

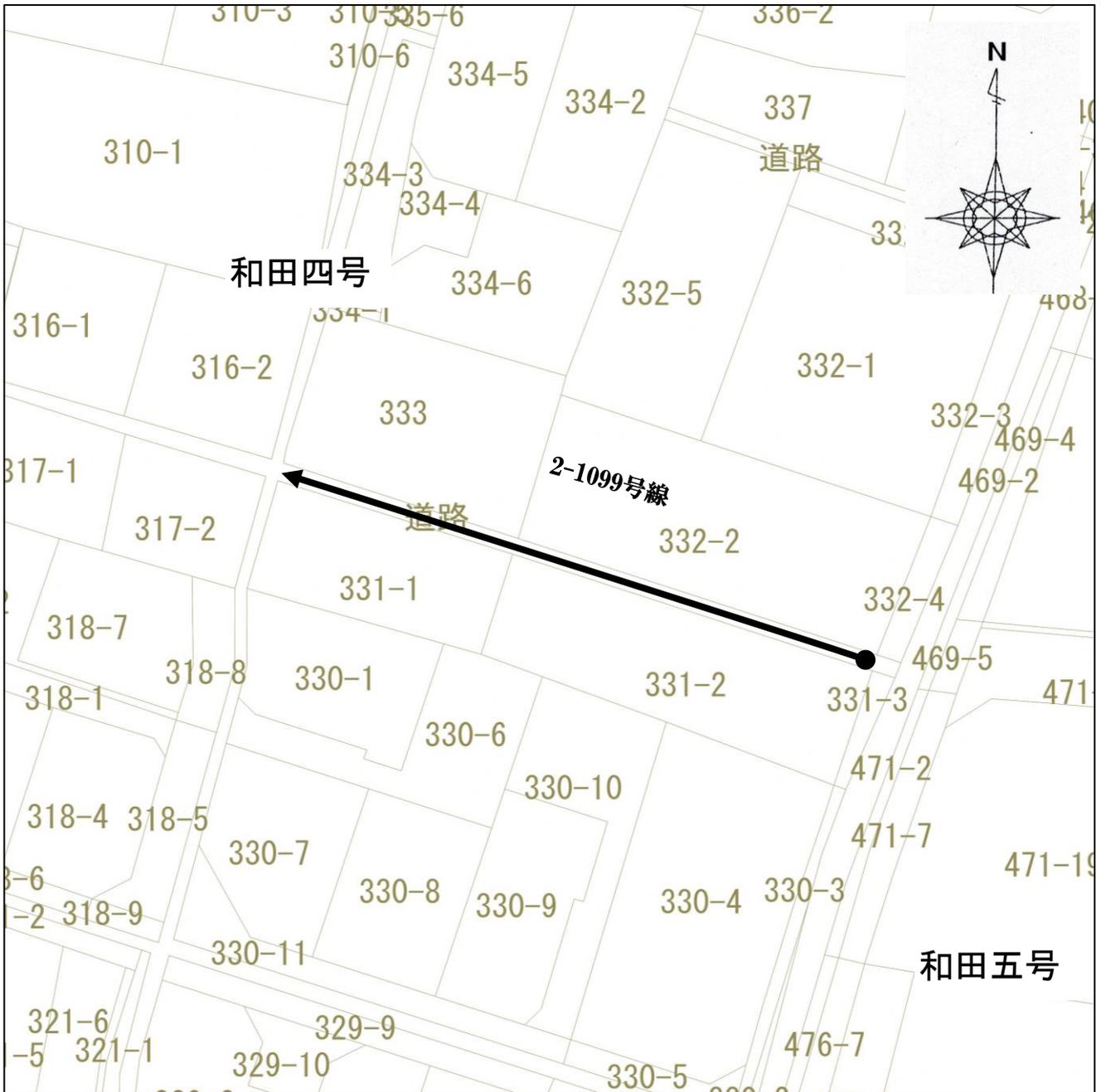
2-1099号線



凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

2-1099号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第 77 号議案

第六次多摩市総合計画基本構想について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年多摩市条例第 28 号）第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり第六次多摩市総合計画基本構想を策定することについて、議会の議決に付する。

第六次多摩市総合計画基本構想案

基本構想の期間と将来展望人口

1 基本構想の期間

令和 5（2023）年度からの 10 年間を計画期間とします。

2 将来展望人口

計画期間の最終年次における総人口は、概ね 14 万人を想定しています。

多摩市は、昭和46（1971）年の市制施行から5次にわたる総合計画・基本構想のもとでまちづくりを進め、令和3（2021）年に市制施行50周年を迎えました。のどかな農村風景を色濃く残していたまちは、民間事業者による宅地開発やニュータウン開発等に伴い大きく変貌し、まちには様々な地域から多くの人々が移り住んできました。そうした人々と以前からこのまちに住み続けてきた人々により、温かい心のかよコミュニティが形成され、市民協働による地域社会づくりを進めながら成長してきました。

平成22（2010）年には、「みんなが笑顔いのちにぎわうまち多摩」を将来都市像とする第5次総合計画基本構想を策定し、多様性を尊重することで、少子化・高齢化が進む中においても、だれもが幸せを実感できるまちを目指し、まちぐるみの取組みを推進してきました。

しかし、時代は大きく変わっています。平成23（2011）年3月に発災した東日本大震災や令和元（2019）年東日本台風（台風第19号）など私たちの予想を超える災害が頻繁に起きようになっていきます。そして、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちのライフスタイルや価値観を一変させました。さらに、令和4（2022）年2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生し、戦争のない平和な社会を維持することの難しさを再認識させられました。

また、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題や、進行する少子化・高齢化への対応、今後の人口減少社会を見据えたまちの活力とにぎわいの創出など多摩市を取り巻く課題は山積しています。

一方、本格的なデジタル社会に突入する中では、新しい技術をいかに課題解決や変革のためのツールとして活用し、持続可能な未来につなげていくのかという転換点を迎えています。

私たちは、これまでも支え合い、協力して様々な課題を一つ一つ乗り越え、その積み重ねによりまちを豊かにしてきました。現在のような複雑で予測困難な時代にあっても、長期的な視点を持ちつつ、明るい未来を志向し様々な課題に柔軟に取り組んでいかなければなりません。このため、持続可能なまちを実現するための羅針盤として10年間を展望した新たな基本構想を策定するものです。

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例」の前文では、多摩市の自治について次のように宣言しています。

多摩市自治基本条例 前文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後訪れるであろう環境変化等を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

1 多摩市らしい地域共生社会の実現

自治基本条例の前文にあるように、まちづくりの主人公は私たち市民です。

このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住み良いまちにしていかなければなりません。

それぞれの地域で、世代や関心領域を越えて、ともに生活する人同士が、将来の自分たちのまちのイメージや課題を共有し、その実現に向けて互いに持てる力を発揮する環境をつくり、その活動を支えていくことができるような新たなしくみやしなやかさを構築することで、多摩市らしい地域共生社会を実現していきます。

2 平和で豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。そして、その礎となっている平和もまた、人々の平和を希求する強い思いと行動によって保たれています。

今を生きる私たちは、市民の一人ひとりが等しく尊重され、様々な市民の取組みにより培われ、受け継がれてきた平和と、環境や文化などの財産を将来の子どもたち・若者たちへ引き継いでいかなければなりません。これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに広げ、より良いまちに育てていきます。

3 持続可能な都市経営

自然災害のリスク、気候変動をはじめとする環境問題、少子化・高齢化やデジタル技術等の進化と活用の潮流などの社会情勢の変化に対して的確に対応し、将来の世代に渡って安全で豊かに暮らすことができる誰一人取り残されない持続可能なまちづくりを進めます。

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち多摩」（第四次）、「みんなが笑顔のちにぎわうまち多摩（第五次）」を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえた上で、第六次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

**つながり 支え 認め合い
いきいきと かがやけるまち 多摩**

この将来都市像には、障害、性別、人種や国籍などの多様な背景や異なる価値観をもつ人々、様々な団体など多摩市で活動するすべての主体が、互いを尊重し、協力し合うことを通して、それぞれが安心して自己の実現や成長に向けて踏み出し展開できるまちを育て続けようという思いが込められています。

また、「いきいきとかがやける」には、多様な動植物などとも共存し、豊かな自然環境の中で活気や生命力にあふれている状態も表しています。

多摩市を取り巻く課題として、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少があります。

それらの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、市民、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべき重点テーマを定めます。

1 環境との共生

みんなが、環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指します。

2 健幸まちづくり^{※1}の推進

みんなが、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、幸せを実感できる社会を目指します。

3 活力・にぎわいの創出

みんなが、時代の変化を見据え、多様な個性・価値観・方法で活力とにぎわいのあるまちを目指します。

^{※1} 健幸まちづくり：「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち」の実現に向けた取組み

「分野別の目指すまちの姿」は、将来都市像を実現するための各分野におけるまちの理想像です。「分野別の目指すまちの姿」は、並列の関係ではなく、それぞれが影響し合う関係にあります。

1 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち

主な分野：子ども、学校教育

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域のみんながともによるこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

2 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち

主な分野：健康、医療、介護、福祉

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。

また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。

さらに、年齢や障害のあるなしに関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支え合い、差別することなく助け合う関係が構築されています。

3 地域で学び合い、活動し、交流しているまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習・社会教育、文化

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。

地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たな活動が生まれ増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を活かし、みんなが成長できるまちになっています。

伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

4 みんながいいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち

主な分野：産業振興、観光、都市農業

市民や市民団体、事業者、大学など地域の多様な主体が交流し、連携することを通して、イノベーションが生まれ地域産業が成長するとともに、みんなが多様な働き方を実現することで、働きやすく活気と魅力のあるまちになっています。

また、地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信によって多くの人が訪れ、集い、賑わっています。

農地の持つ多面的な機能を活かすため、農業者と市民が協力し、都市農業が持続的に営まれています。

5 みんなが安心して快適に住み続けられるまち

主な分野：都市づくり、交通、防災、防犯、住宅

これまでのまちづくりをもとに地域の在り方の変化に対応できる、将来を見据えたまちへと再編されています。

自然災害に備えて強靱化され、適切に維持更新されている都市基盤施設と、市民や地域による助け合いや行政の支援により、災害や犯罪などから守られ、安全に安心して暮らしています。

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住環境や交通ネットワークが形成され、みんなが安心していきいきと暮らし続けられるまちになっています。

6 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち

主な分野：環境

すべての生命が活動する土台である地球環境を守るため、みんなが環境問題を自分事として捉え、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて行動しています。自然環境を支える人材が育ち、豊かなみどりと親しみのある水辺環境が保全・創出され、生物の多様性が維持・向上されています。

また、持続可能な循環型社会への転換を目指し、みんなが環境への負荷が少ない活動をしています。

行政には、不確実な時代の中にあっても、担うべき基本的な業務やセーフティネットをしっかりと維持していく責務があります。

そして、その責務を果たしていくためには、たえず社会の動きや市民生活の変化などに目を向け、臨機応変に対応できる柔軟性とスピード感を併せ持つことが求められます。加えて、セーフティネットの維持にとどまらず、未来を志向して、将来都市像や分野別の目指すまちの姿を実現するためには、人口減少・高齢化の進行などに伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加、公共施設・都市基盤の更新などを見据えて、限られた社会資源を効率的・効果的に活用して、持続可能な行財政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、次のことを行財政運営の基本姿勢とします。

1 時代に即した行政サービスの最適化

限られた税財源の中で、財政の健全性を維持しながら市民ニーズに適切に対応していくためには、業務の効率化やコストの適正化などが不可欠です。時代に即した行政サービスを提供するため、日々進化するデジタル技術の活用とサービス提供の「しくみの転換」により将来を見据えた行財政運営を推し進め、行政サービスの最適化を図ります。

2 職員の人財^{※1}育成と柔軟な組織運営

複雑化・多様化する行政課題に対応していく上では、職員の能力向上は重要です。正確・迅速・丁寧な行政サービスを継続し、柔軟性、スピード感を持って確実に対応していくことのできる人財を育成していくとともに、働き方や登用を多様化することで、人口減少社会にあっても限られた人員の中で業務を効率的に行っていく体制整備を進めていきます。

あわせて、諸課題の解決やビジョンの実現に向け、育成した人財がその能力を最大限発揮できる柔軟な組織運営を行います。

3 公共施設等のマネジメント

都市基盤等を含む公共施設等については、将来人口や中長期的な財政見通し、市民ニーズの変化を踏まえ、施設の機能や管理・運営手法の見直しなどにより、維持管理コストの縮減を図っていきます。また、財産を大切に長く使用するという視点を基本に予防保全を行う等の長寿命化対策を講じながら計画的に施設更新を行うことで財政負担を平準化し、施設の安全性・機能性を確保します。

4 多様な主体との連携

今後は、これまで以上に行政だけでは対応できないような課題に直面していくことが予想されます。このため、地域的な課題に対しては、市民や市民団体、事業者、大学等との連携により、その課題解決に向けて取り組んでいきます。また、広域的な課題の解決に向けては、多摩地域の自治体や東京都などとの連携により対応していきます。

※1 人財：職員を経営上の一資源として捉えるのではなく、「組織の財産」であり「市民の財産」となりうる財産として捉えること。多摩市では職員の育成にあたっては「人材」から「人財」へを基本的な考え方としている。

第 7 8 号議案

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例（昭和 4 8 年多摩市条例第 3
7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 温水プール販売コーナーの項の次に次のように加える。

武道館販売コーナー	1 平方メー トル	月額	1, 0 0 0 円
-----------	--------------	----	------------

別表第 2 施設内（屋根がある場所）及び屋外体育施設の項中「屋外体育施設」
を「屋外スポーツ施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 5 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規
定は、公布の日から施行する。

第 79 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 5 号中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）」を「医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。以下同じ。）」に改め、「又は保険料の徴収」及び「（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」を削り、同表 2 の項第 3 号中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報」に改め、同表 5 の項第 10 号中「国民健康保険給付関係情報」を「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 80 号議案

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例

多摩市印鑑条例（昭和 50 年多摩市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「第 153 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「を記録した」を「が記録された」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（公的個人認証法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項の改正規定（「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

第 8 1 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例（平成 2 6 年多摩市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 2 号議案

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額） 単位：円			
階層区分	世帯区分	零歳児		1・2歳児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受	0	0	0	0

	給世帯				
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C 1	均等割の額のみ（所得割 の額のない世帯）	2,500	0	2,000	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,200	0	2,500	0
C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	4,000	0	3,000	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,900	0	5,800	0
D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	10,000	0	8,000	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	13,000	0	11,000	0
D 4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,300	0	13,100	0
D 5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,800	0	17,300	0
D 6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	24,000	0	21,200	0
D 7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,900	0	24,800	0
D 8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	31,500	0	27,800	0
D 9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	34,200	0	30,000	0
D 10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,900	0	32,200	0
D 11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	39,600	0	34,400	0
D 12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	42,300	0	36,600	0
D 13	所得割の額 244,000円以上	45,000	0	38,800	0

	263,000円未満				
D 14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	47,700	0	41,000	0
D 15	所得割の額 282,000円以上 301,000円未満	50,400	0	43,200	0
D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	52,600	0	45,300	0
D 17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	54,800	0	47,400	0
D 18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	57,000	0	49,500	0
D 19	所得割の額 397,000円以上	59,500	0	51,500	0

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額） 単位：円			
階層区分	世帯区分	零歳児		1・2歳児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	0	1,900	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,100	0	2,400	0

C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	3,900	0	2,900	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,700	0	5,700	0
D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	9,800	0	7,800	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	12,700	0	10,800	0
D 4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,000	0	12,800	0
D 5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,400	0	17,000	0
D 6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	23,500	0	20,800	0
D 7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,400	0	24,300	0
D 8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	30,900	0	27,300	0
D 9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	33,600	0	29,400	0
D 10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,200	0	31,600	0
D 11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	38,900	0	33,800	0
D 12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	41,500	0	35,900	0
D 13	所得割の額 244,000円以上 263,000円未満	44,200	0	38,100	0
D 14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	46,800	0	40,300	0
D 15	所得割の額 282,000円以上 301,000円未満	49,500	0	42,400	0
D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	51,700	0	44,500	0

D17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	53,800	0	46,500	0
D18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	56,000	0	48,600	0
D19	所得割の額 397,000円以上	58,400	0	50,600	0

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

第 8 3 号議案

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例

多摩市立保育所条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表（保育標準時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				単位：円
階層区分	世帯区分	零歳児		1・2歳児		
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C 1	均等割の額のみ（所得割	2,500	0	2,000	0	

	の額のない世帯)				
C 2	所得割の額 1 円以上 24,300円未満	3,200	0	2,500	0
C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	4,000	0	3,000	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,900	0	5,800	0
D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	10,000	0	8,000	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	13,000	0	11,000	0
D 4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,300	0	13,100	0
D 5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,800	0	17,300	0
D 6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	24,000	0	21,200	0
D 7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,900	0	24,800	0
D 8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	31,500	0	27,800	0
D 9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	34,200	0	30,000	0
D 10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,900	0	32,200	0
D 11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	39,600	0	34,400	0
D 12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	42,300	0	36,600	0
D 13	所得割の額 244,000円以上 263,000円未満	45,000	0	38,800	0
D 14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	47,700	0	41,000	0
D 15	所得割の額 282,000円以上	50,400	0	43,200	0

	301,000円未満				
D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	52,600	0	45,300	0
D 17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	54,800	0	47,400	0
D 18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	57,000	0	49,500	0
D 19	所得割の額 397,000円以上	59,500	0	51,500	0

別表第1備考6を削る。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子ども の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				単位：円
階層 区分	世帯区分	零歳児		1・2歳児		
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	0	1,900	0	
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,100	0	2,400	0	
C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	3,900	0	2,900	0	
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	7,700	0	5,700	0	

D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	9,800	0	7,800	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	12,700	0	10,800	0
D 4	所得割の額 84,900円以上 97,000円未満	15,000	0	12,800	0
D 5	所得割の額 97,000円以上 115,000円未満	19,400	0	17,000	0
D 6	所得割の額 115,000円以上 133,000円未満	23,500	0	20,800	0
D 7	所得割の額 133,000円以上 151,000円未満	27,400	0	24,300	0
D 8	所得割の額 151,000円以上 169,000円未満	30,900	0	27,300	0
D 9	所得割の額 169,000円以上 187,000円未満	33,600	0	29,400	0
D 10	所得割の額 187,000円以上 206,000円未満	36,200	0	31,600	0
D 11	所得割の額 206,000円以上 225,000円未満	38,900	0	33,800	0
D 12	所得割の額 225,000円以上 244,000円未満	41,500	0	35,900	0
D 13	所得割の額 244,000円以上 263,000円未満	44,200	0	38,100	0
D 14	所得割の額 263,000円以上 282,000円未満	46,800	0	40,300	0
D 15	所得割の額 282,000円以上 301,000円未満	49,500	0	42,400	0
D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	51,700	0	44,500	0
D 17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	53,800	0	46,500	0
D 18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	56,000	0	48,600	0

D 19	所得割の額 397,000円以上	58,400	0	50,600	0
------	------------------	--------	---	--------	---

別表第2備考6を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。